

○ 広島県立総合技術研究所設置及び管理条例新旧対照表

改正後

改正前

別表（第八条関係）
一 使用料

別表（第八条関係）
一 使用料

センターの区分			種別	金額
保健環境センター			測定機器、試験機器及び分析機器	一時間につき 四、五〇〇円
食品工業技術センター			測定機器、試験機器及び分析機器	一単位につき 四、七〇〇円
西部工業技術センター			測定機器、試験機器及び分析機器	一単位につき 一七、一〇〇円
加工機器			加工機器	一時間につき 一六、七〇〇円
試験室			試験室	一回につき 一、九〇〇円
測定機器、試験機器及び分析機器			測定機器、試験機器及び分析機器	一単位につき 三六、〇〇〇円
加工機器			加工機器	一単位につき 四、〇〇〇円
試験室			試験室	一回につき 二、一〇〇円

センターの区分			種別	金額
保健環境センター			測定機器、試験機器及び分析機器	一時間につき 四、四〇〇円
食品工業技術センター			測定機器、試験機器及び分析機器	一単位につき 四、七〇〇円
西部工業技術センター			測定機器、試験機器及び分析機器	一単位につき 一七、〇〇〇円
加工機器			加工機器	一時間につき 一六、七〇〇円
試験室			試験室	一回につき 一、九〇〇円
測定機器、試験機器及び分析機器			測定機器、試験機器及び分析機器	一単位につき 三、六〇〇円
加工機器			加工機器	一単位につき 三、八〇〇円
試験室			試験室	一回につき 二、〇〇〇円

農業技術センター	測定機器、試験機器 及び分析機器	一日につき 一、〇〇〇円
畜産技術センター	測定機器、試験機器 及び分析機器	一回につき 一七、二〇〇円
水産海洋技術センター	測定機器、試験機器 及び分析機器	一単位につき 一五、五〇〇円
林業技術センター	測定機器、試験機器 及び分析機器	一単位につき 一九、二〇〇円
加工機器		一単位につき 一八、六〇〇円

備考

- 一 この表において「一単位」とは、算定の最小単位である一回、一試料、一日又は一時間をいう。
- 二 使用時間は、九時から十七時までとする。ただし、知事が特に認めた場合は、この限りでない。
- 三 前号の使用時間以外の時間に使用する場合は、この表に定める金額を超えない範囲内で知事が別に定める使用料の額に、知事が別に定める方法により算定した額を加算するものとする。

二 手数料

センターの区分	種別	金額
保健環境センター	検査及び分析	一件につき 一四五、七〇〇円

農業技術センター	測定機器、試験機器 及び分析機器	一日につき 一、〇〇〇円
畜産技術センター	測定機器、試験機器 及び分析機器	一回につき 一七、二〇〇円
水産海洋技術センター	測定機器、試験機器 及び分析機器	一単位につき 一五、四〇〇円
林業技術センター	測定機器、試験機器 及び分析機器	一単位につき 一六、八〇〇円
加工機器		一単位につき 一五、九〇〇円

備考

- 一 この表において「一単位」とは、算定の最小単位である一回、一試料、一日又は一時間をいう。
- 二 使用時間は、九時から十七時までとする。ただし、知事が特に認めた場合は、この限りでない。
- 三 前号の使用時間以外の時間に使用する場合は、この表に定める金額を超えない範囲内で知事が別に定める使用料の額に、知事が別に定める方法により算定した額を加算するものとする。

二 手数料

センターの区分	種別	金額
保健環境センター	検査及び分析	一件につき 一四五、六〇〇円

食品工業技術センター	試験及び測定	一単位につき 二八、一〇〇円
	検査及び分析	一成分につき 二七、六〇〇円
	写真	一単位につき 五、三〇〇円
	試験及び測定	一単位につき 一六、三〇〇円
西部工業技術センター	検査及び分析	一単位につき 二一、七〇〇円
	写真	一単位につき 五、三〇〇円
東部工業技術センター	試験及び測定	一単位につき 三〇、八〇〇円
	検査及び分析	一単位につき 二一、七〇〇円
	写真	一枚につき 四、二〇〇円
	検査及び分析	一件につき 四〇、七〇〇円
農業技術センター	検査及び分析	一件につき 二二、八〇〇円
	試験及び測定	一件につき 七四、八〇〇円
水産海洋技術センター	検査及び分析	一単位につき 四、八〇〇円
	試験及び測定	一件につき 七四、八〇〇円
林業技術センター	検査及び分析	一単位につき 四、八〇〇円
	試験及び測定	一件につき 七四、八〇〇円

食品工業技術センター	試験及び測定	一単位につき 二八、一〇〇円
	検査及び分析	一成分につき 二七、六〇〇円
	写真	一単位につき 五、三〇〇円
	試験及び測定	一単位につき 一四、八〇〇円
西部工業技術センター	検査及び分析	一単位につき 二一、七〇〇円
	写真	一単位につき 五、三〇〇円
東部工業技術センター	試験及び測定	一単位につき 二九、二〇〇円
	検査及び分析	一単位につき 二一、七〇〇円
	写真	一枚につき 四、二〇〇円
	検査及び分析	一件につき 四〇、七〇〇円
農業技術センター	検査及び分析	一件につき 二二、八〇〇円
	試験及び測定	一件につき 七三、八〇〇円
水産海洋技術センター	検査及び分析	一単位につき 四、八〇〇円
	試験及び測定	一件につき 七三、八〇〇円
林業技術センター	検査及び分析	一単位につき 四、八〇〇円
	試験及び測定	一件につき 七三、八〇〇円

共通		
成績書及び証明書	一部につき 一、二〇〇円	
前処理及び試料調製	一時間につき 三、六〇〇円	
設備利用において職員が行う機器操作	一時間につき 三、六〇〇円	

備考 この表において「一単位」とは、算定の最小単位である一回、一件、一枚、一成分、一項目、一試料、一測定点又は一時間をいう。

共通		
成績書及び証明書	一部につき 一、二〇〇円	
前処理及び試料調製	一時間につき 三、六〇〇円	
設備利用において職員が行う機器操作	一時間につき 三、六〇〇円	

備考 この表において「一単位」とは、算定の最小単位である一回、一件、一枚、一成分、一項目、一試料、一測定点又は一時間をいう。